

令和6年1月より電子取引のデータ保存が義務化

電子帳簿保存法に基づき、**令和6年1月1日より電子取引のデータ保存が義務化**れます。

ご準備はお済みでしょうか？以下概要となりますのでご参照下さい。



電子帳簿保存法とは？

税法上、紙保存が義務付けられている帳簿や取引書類を電子保存することを定めた法律。対象は以下2点の証憑書類。

- ・ 国税関係帳簿
- ・ 国税関係書類

電子取引の位置づけ

| 国税関係帳簿 | 国税関係書類 | | | 電子取引 発行・受領が電子 電子的に発行・受領がされる取引関係書類 など |
|---------------------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| | 決算関係書類 | 取引関係書類 | | |
| | | 自己作成 | 相手から受領 | |
| 仕訳帳 総勘定元帳 補助元帳 など | 貸借対照表 損益計算書 など | 契約書 請求書 領収書 など | 契約書 請求書 領収書 など | R6.1.1よりデータ保存義務化 |
| ← データ保存（宥恕期間） → ← スキャン保存（宥恕期間） → | | | | |

※違反した場合、青色申告取消しなどの処分が予定されています



既にタクシーのGO Payや電動ライドシェアのLUUPなど、多くのアプリで領収書をデータ保存するシステムが構築されています。電子帳簿保存法はもともとデジタル化を促進し、業務効率を向上させる目的であるため、日本も今後はより効率化が進むかもしれないですね。



先日、前職のメンバーと淡路島へキャンプに行ってきました！
 昨年も行っていたのですが同じキャンプ場でしかも同じ場所ということで、勝手も分かってスムーズなキャンプとなりました笑。
 私は前日忘年会で二日酔いを引きずり、少し気持ちが下がっていた中での参加でしたが、現地へ足を運び、点けられた火を囲んでいると自然と気持ちも落ち着いていき気分も高まります。
 日常とは異なる静かな森の中、いい時間を過ごすことができました。